

風害、光害及び日照阻害

1. 調査

一 調査すべき情報

- イ 土地利用の状況
- ロ 地形の状況
- ハ その他必要と認められる情報

イ 土地利用の状況として、事業予定地及びその周辺地域の住宅地、商業地、工業地、農地、公園・緑地、道路、鉄道、河川等の分布状況並びに環境影響を受けやすい住宅、医療施設、学校、幼稚園、福祉施設等の建築物の位置及び農作物等の育成状況を把握する。

ロ 地形の状況として、事業予定地及びその周辺の標高、土地の高低、土地の傾斜等を把握する。

ハ その他必要と認められる情報として、都市計画法、建築基準法等の関係法令に基づく土地利用上の指定地域や各種法令による地域指定・規制基準の状況を把握する。

二 調査地域

風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがある地域

調査地域は、事業の特性や地域の特性を踏まえ、事業の実施による風害・光害・日照阻害に係る環境影響が生じるおそれがある地域について調査の対象とする。

三 調査地点等

調査地域における風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

対象事業の実施に伴い事業予定地周辺に風害・光害・日照阻害に係る環境影響が及ぶと想定される主要な建築物や農地等を調査地点とする。

四 調査の基本的な手法

現地調査による情報の収集及び文献その他の資料の収集並びにこれらによって得られた情報の整理及び解析

風害・光害・日照阻害に係る調査は、対象となる事業の特性、地域の特性等を勘案し、現地調査の実施及び文献等の資料の収集により、予測及び評価に必要な情報を得る。

調査は、風害・光害・日照阻害に係る環境影響を受けやすい建築物や農地等は、必ず現地調査し、位置、形状や農作物の状況等を正確に把握する。

事業地及びその周辺の土地利用計画や地形の状況を都市計画図、地形図及び住宅地形図等の資料により整理する。

都市計画の用途地域や建築基準法の規制状況を整理し、風害・光害・日照阻害に係る環境影響を受けやすい地域を把握する。

項目別の調査の手法は次のとおりとする。

(1) 風害

地表付近の風向、風速の状況及び計画地周辺の強風の発生場所、発生時期、風向・風速等の状況等を把握する。

また、必要に応じて上層風の風向・風速の状況を把握する。

(2) 光 害

次の状況等を現地調査により把握する。

照明環境：照明環境の状況及び人の生活や農作物等に影響を及ぼす光の存在の状況

反射光：①事業地及びその周辺の地形の状況

②対象事業の実施に伴い反射光に係る環境影響が生じるおそれのある建築物等について、位置、窓の状況及び既存建築物等による反射光の状況

(3) 日照障害

対象事業の実施に伴い、日照障害に係る環境影響が生じるおそれのある主要な既存建築物等による日影の範囲、日影となる時刻及び時間の状況を把握する。

五 調査期間等

調査地域における風害、光害及び日照障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

(1) 風 害

原則として、四季別に1週間以上連続して調査する。

既存資料の収集による調査は、経年変化が把握できる期間とし、原則として直近の5年間とする。

(2) 光 害

原則として、次の時期及び時間帯に調査する。

照明環境：四季別に晴天日の満月及び新月の夜間

反射光：既存建築物等による反射光の状況が適切に把握できる時期の晴天日の日中

(3) 日照障害

原則として、冬至日について調査する。また、必要に応じて春・秋分、夏至についても調査する。

2. 予 測

一 予測地域

調査地域のうち、風害、光害及び日照障害に係る環境影響を受けるおそれがある地域

調査地域に準じる。

二 予測地点

予測地域における風害・光害・日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点

調査地点に準じる。

三 予測の基本的な手法

事例の引用又は解析その他適切な方法

風害・光害・日照障害の予測は、対象事業に係る施設等の存在に伴い、環境影響の範囲及びその程度について、事例の引用又は解析その他適切な方法を用いて行う。

(1) 風 害

地表付近の平均風向、平均風速及びその変化の程度について、類似事例の引用、数値解析又は風洞実験等により予測する方法により行う。

(2) 光 害

対象事業に係る施設等の存在に伴い、漏れ光（目的とする照明対象範囲外に照射される光）、障害光（光の量、方向又はその両者によって、人の生活や農作物に影響を及ぼす光）、その他照明又

は反射光に関する周辺環境への影響の程度について、類似事例の引用、数値解析又は模型実験等により予測する方法により行う。

(3) 日照障害

日影が生じる範囲及び程度並びに主要な地点における日照状況の変化の程度について、数値解析・模型実験等により予測する方法により行う。

四 予測対象時期等

供用開始後の定常状態になる時期

対象事業に係る施設等の存在が定常状態となった時期とし、影響が最大になる時期についても予測する。

なお、反射光及び日照障害については、冬至、春分・秋分、夏至の時期も予測する。

3. 評価

風害、光害及び日照障害に係る環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法

環境保全措置の実施の方法、効果、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響について検討した結果、事業者により実施可能な範囲内で対象事業にかかる環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証することにより評価する。